



埼玉県行田市

公民連携ガイドライン

令和4年6月

行田市公民連携総合窓口 コラボぎょうだ Co-Labo Gyoda

(行田市企画政策課内)

1. はじめに
2. 公民連携の目的
3. 行田市がめざす公民連携の姿
4. 公民連携総合窓口 Co-Labo Gyodaの役割
5. 公民連携の原則
6. 公民連携の方法
7. 公民連携のプロセス
8. 提案いただく上での留意事項

1. はじめに

人口減少や少子高齢化の進行、経済のグローバル化、地球規模の環境変化、情報通信技術の飛躍的な進展に加え、昨今の感染症の世界的な流行による社会環境の大きな変化など、本市を取り巻く環境は大きな変化を見せています。

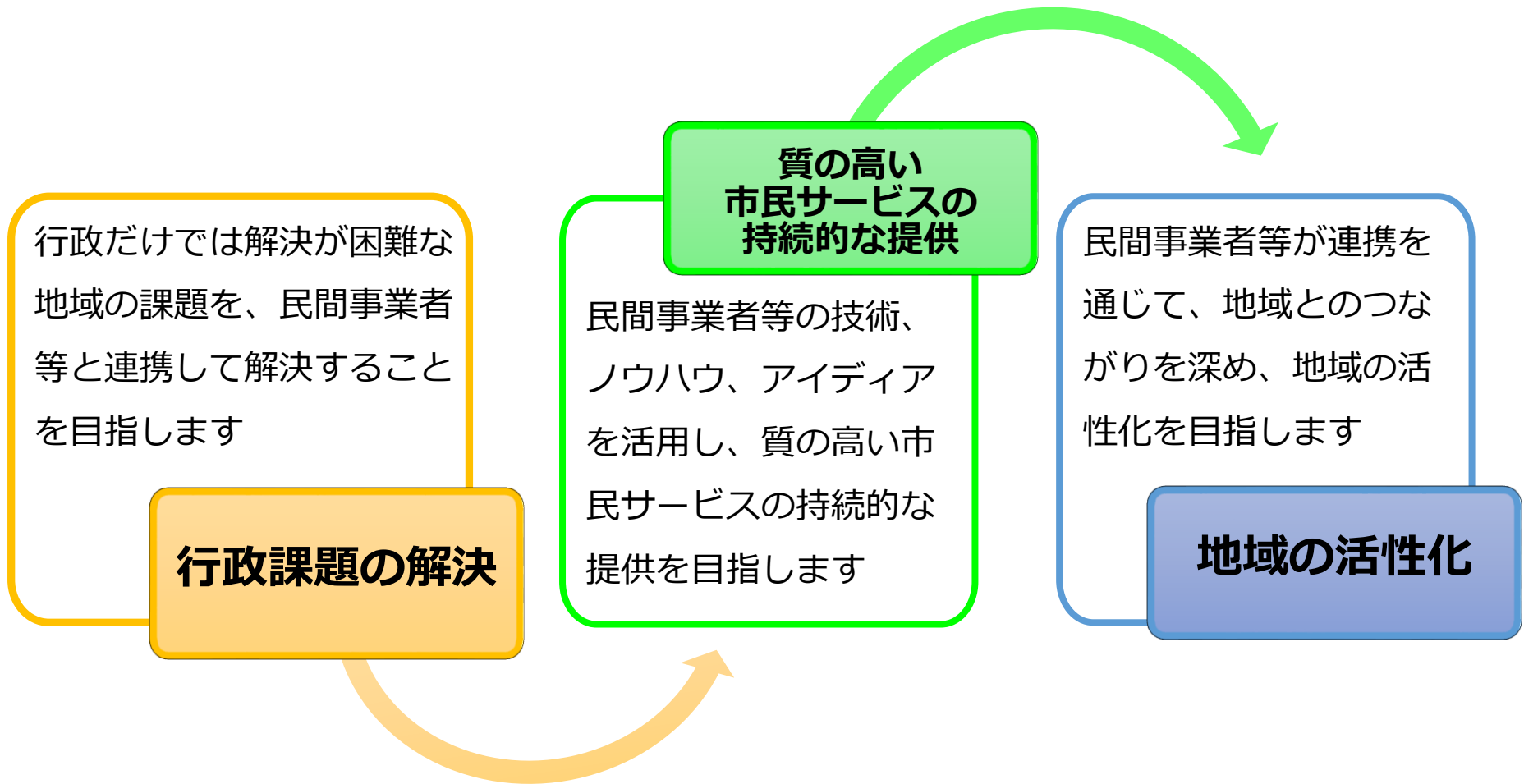
こうした中、行田市では、複雑多様化する社会課題の解決には、行政だけの力では対応することが難しくなっており、民間企業や教育機関など多様な主体と連携して取り組んでいくことが必要不可欠であると考えています。

そこで、令和4年4月に民間事業者等からの連携のご相談やご提案を一元的にお聞きして市との橋渡しを担うワンストップ総合窓口「公民連携総合窓口」、通称「Co-Labo Gyoda (コラボぎょうだ)」を設置しました。

本ガイドラインは、本市が公民連携を進めていくに当たっての基本的な考え方やルールをまとめたものです。

ご一読いただき、多くの皆様からのご提案をお待ちしています。

2. 公民連携の目的

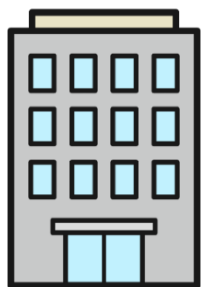


3. 行田市がめざす公民連携の姿

多様な民間事業者等との連携を推進し、新たな技術やアイデアを活かした質の高い市民サービスの持続的な提供や地域の活性化を図ります。

【公】 行田市

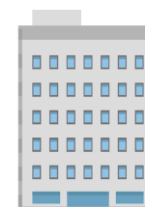
- 【強み】
- ・信頼性、安定性
 - ・フィールドの提供
 - ・地域ネットワーク
 - ・広い事業範囲



- 質の高い市民サービスの提供
- 行政課題の解決
- 効率的な行政の実現

【民】 民間事業者等

- 【強み】
- ・技術、アイデア
 - ・専門知識、知見
 - ・発信力、開発力
 - ・社会変化への対応力
 - ・多様な資源



- 社会貢献による企業価値の向上
- ビジネスチャンスの創出
- 実証実験の成果の社会還元

公民連携

新たな価値の創造

市民

質の高い
市民サービスの享受



地域の活性化

4. 公民連携総合窓口 Co-Labo Gyodaの役割

Co-Labo Gyodaでは、民間事業者等の皆様からのご相談やご提案をワンストップで受け付け、迅速に庁内各課との橋渡しと調整を行います。

行田市役所 各主管課



行政課題を解決する上で、参考となる情報を得ることができる！

質の高いサービスの提供や市民にとっての選択肢が増える！

公民連携総合窓口 Co-Labo Gyoda



市と民間事業者等との橋渡し役として

一元的な
窓口の役割



コーディネーター

民間企業や教育機関等



市の担当課が分からなくても、総合窓口にご相談できる！

スピード感を持って、適切に対応してくれる！

対等な立場で「対話」できる！

Co-Labo Gyodaとは？

Co-Labo Gyodaは協働（Colaboration）と実験室、研究室（Laboratory）を意味する英語をつなぎ合わせた造語。Co-Labo Gyodaが、本市が抱える地域課題を民間事業者等とともに解決していく実験・研究の場となるべく調整する窓口という意味が込められています。

5. 公民連携の原則

公民連携の推進に当たっては、以下の原則に則って進めます。

① 公平性の原則

- 全ての民間事業者等に提案の機会を確保します。

② 対等の原則

- 提案事業の実現に向け、民間事業者等と行政は対等であるとの理解の下、信頼関係を構築します。

③ 対話の原則

- 市民サービスの向上等に資する連携とするための対話を重視します。

④ 目標共有の原則

- 市民サービスの向上や行政課題解決に向けた目標を共有し、お互いのメリットを見出し、互恵的な関係を構築します。

⑤ 透明性の確保とアイデア保護の原則

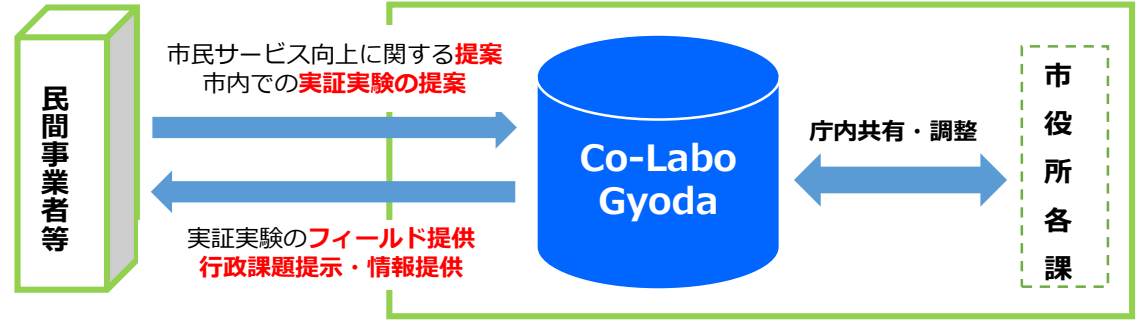
- 実施する連携事業は全て公表しますが、民間事業者等の独自のアイデア等については、協議により保護すべき情報は保護します。

6. 公民連携の方法

① 事業提案型

随時募集

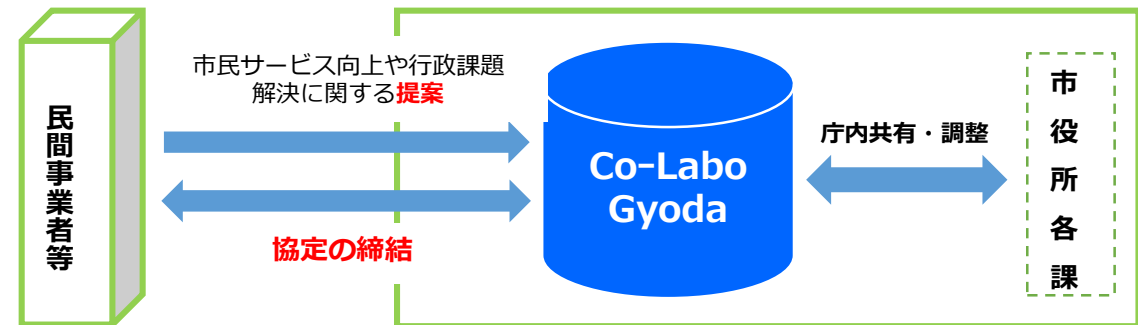
民間事業者等から、本市での**実証実験**や**今後展開を希望する事業提案**を募集します。



② 協定型

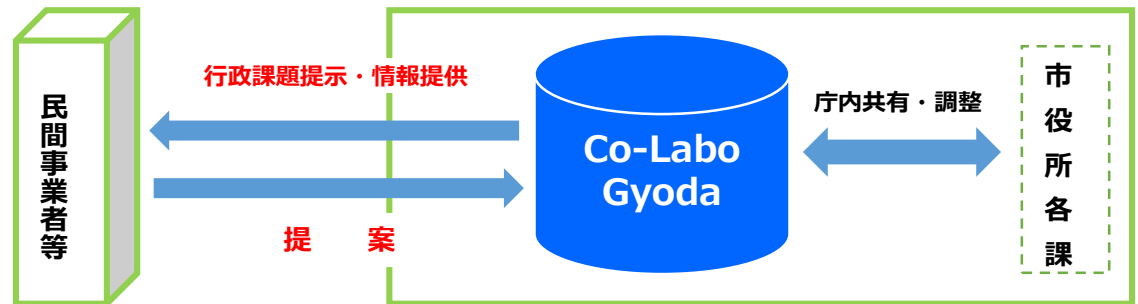
随時募集

民間事業者等と協力して包括的に課題解決に取り組む**包括連携協定**や、個別の課題に協力して取り組む**個別連携協定**などを締結し、市が抱える課題解決のために、ノウハウや資源等を活かします。



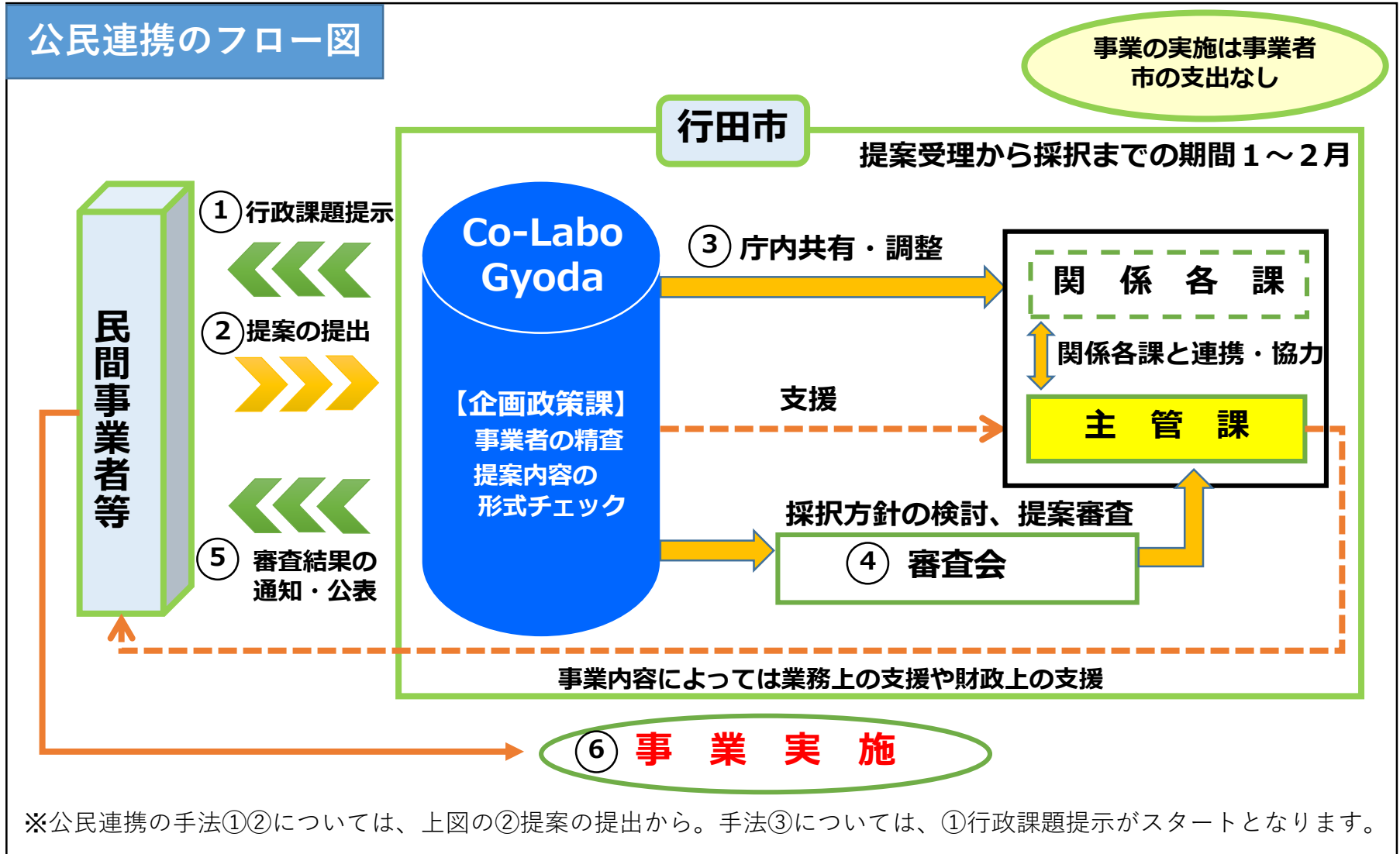
③ 提案募集型

行政課題等の解決に向けた**募集テーマ**に対する**民間事業者等からの提案**を募集します。



7. 公民連携のプロセス

提案から事業実施までのプロセスは、以下のとおりです。



8. 提案いただく上での留意事項

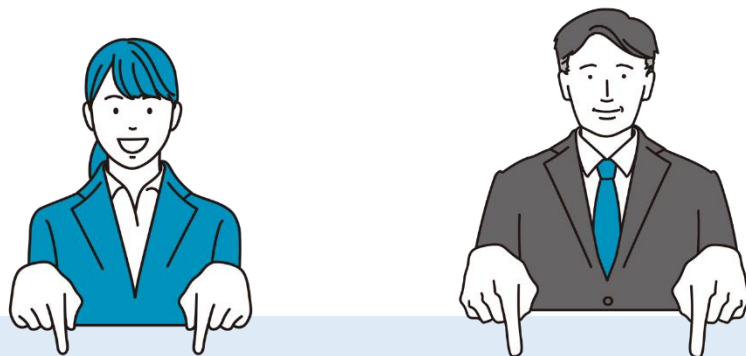
ご提案に当たっては、必ず次の内容をご確認ください。

- 1 提案の採択・不採択にかかわらず、市は提案及び調整に係る一切の費用（企画、打合せ等に係る人件費・交通費・調整費・資料作成費等、生じた損害等）の補償や賠償をいたしません。
- 2 民間事業者等のうち、提案ができる者は、次のいずれにも該当する者とします。
 - (1) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
 - (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした活動を行わないこと。
 - (3) 行田市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条第1号の暴力団でなく、かつ、同条第2号の暴力団員が構成員となっていないこと。
 - (4) 行田市暴力団排除条例第3条第2項の暴力団員又は暴力団関係者と密接な関係を有していないこと。
- 3 本制度は、民間事業者等が有する知見や技術等を活用した提案を広く募集することを目的とした制度であることから、提案者が必ずしも事業実施者等になるとは限らず、提案の性質等（市の歳出入の有無や機会の公平性の担保の有無等）により、入札又は公募の手続きを経ることがあります。その際は、本市が提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、入札等のための仕様を作成させていただくこともあります。

ただし、提案者独自の権利、ノウハウ等であって、公表により提案者に不都合が生じる情報につきましては、その利用につき協議・配慮をさせていただきますので、事前に別途協議をさせていただきます。
- 4 提案採択後に事業を実施した場合において、一般に公開されていない秘密情報が生じたとき、個人情報の取扱いがあるときは、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。

なお、提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取扱いに関するトラブルについては、市に故意又は重大な過失がある場合を除き、市は一切の責任を負いません。
- 5 提案者は、提案書類の内容が第三者の有する知的財産権を侵害し、第三者に対して損害を賠償し、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じていただきます。

皆さまからのご相談・ご提案お待ちしております。
お気軽にお問合せください！



行田市公民連携総合窓口 Co-Labo Gyoda (企画政策課内)

TEL:048-556-1113 (直通) FAX:048-553-1355

E-mail:co-labo@city.gyoda.lg.jp



公民連携総合窓口
ホームページ